

第2号様式（第3条関係）

令和8年度 児童生活指導員 募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児童の生活・学習指導及び行動観察等に関する業務 ・一時保護施設等の巡回並びにこれらの保全及び管理に関する業務 ・緊急事態に対する応急措置及び緊急連絡に関する業務 ・業務日誌の記録・保管及び必要事項の報告に関する業務 ・その他所属長が指示する業務
募集人員	3人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 児童福祉に関心のある者。</p> <p>2 児童に関わる職場での勤務経験のある者。（保育士、幼稚園教諭、看護師の有資格者であればなお可）</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
勤務時間	<p>1 勤務時間 週37時間5分以内</p> <p>2 勤務日 勤務表で指定した日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日にも勤務日を割り振ります。</p> <p>3 勤務時間 シフト制として、次の勤務時間の組み合わせによる。※AとBは連続する。 A勤（夜勤（入り））午後4時00分から午後10時00分 (勤務時間) 6時間00分 (仮眠120分) 午後10時00分から午前0時00分 B勤（夜勤（明け））午前4時00分から午前9時00分 (勤務時間) 5時間00分 (仮眠240分) 午前0時00分から午前4時00分 C勤（日勤）午前8時30分から午後4時30分 (勤務時間) 7時間00分 (休憩60分) 午後12時30分から午後1時00分 午後3時30分から午後4時00分 ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として 無</p> <p>4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）</p>
勤務地	鹿児島県奄美市名瀬小俣町20-2 鹿児島県大島児童相談所（一時保護施設）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
給与支払日	原則として毎月21日（毎月末日締切当月支払）
給与	<p>1 基本となる給料又は報酬 月額：212,370円</p> <p>2 加えて支給される報酬 特殊勤務手当に相当する報酬 法令に規定する特殊な勤務に従事した時間数に応じて、時間給355円が支給されます。</p> <p>3 期末・勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>4 通勤手当（通勤にかかる費用弁償） 一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
退職金制度	無

加入保険等	1 雇用保険 有 2 社会保険険（地方職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険） ただし、勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に対象となります。 3 災害補償制度 有
住 宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）を、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年2月13日（金）午後12時00分まで。） ※ 郵送の場合は、令和8年2月12日（木）必着とします。 書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その他の	<ul style="list-style-type: none"> いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。 原則、敷地内禁煙です。

書類提出先及び問合せ先

〒894-0012

鹿児島県奄美市名瀬小俣町20-2

鹿児島県大島児童相談所

担当 角ノ上・新富・重

TEL 0997-53-6070